

利用者負担の軽減制度

高額介護（予防）総合事業サービス費

1か月に支払う、介護サービスにかかる利用者負担額（負担割合証に記載された割合分の金額）が一定額を超えた場合、申請により超えた額が「高額介護（予防）総合事業サービス費」として払い戻されます。下表の利用者負担段階によって限度額は異なります。

□利用者負担の上限額（月額） 令和3年7月まで

負担段階	負担区分条件	負担限度額（月額）
第1段階	・本人および世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人 ・生活保護を受けている人	15,000円
第2段階	・本人および世帯全員が市民税非課税で、「課税年金収入と合計所得金額」の合計が80万円以下の人	
第3段階	・本人および世帯全員が市民税非課税で、第1・2段階以外の人	24,600円
第4段階	・上記以外の人（市民税課税世帯）	44,400円

□利用者負担の上限額（月額） 令和3年8月から



負担段階	負担区分条件	負担限度額（月額）
第1段階	・本人および世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人 ・生活保護を受けている人	15,000円
第2段階	・本人および世帯全員が市民税非課税で、「課税年金収入と合計所得金額」の合計が80万円以下の人	
第3段階	・本人および世帯全員が市民税非課税で、第1・2段階以外の人	24,600円
第4段階	・市民税課税世帯で、年収約770万円未満の人	44,400円
	・市民税課税世帯で、年収約1,160万円未満の人	93,000円
	・市民税課税世帯で、年収約1,160万円以上の人	140,100円

このような費用は対象となりません

- 福祉用具購入費の利用者負担分
- 住宅改修費の利用者負担分

- 居住費（滞在費）・食費・日常生活費など



高額医療・高額介護合算制度

各医療保険における世帯内で、毎年8月から翌年7月までの1年間（12か月間）に利用した医療保険と介護保険による自己負担額の合計（高額介護（予防）・総合事業サービス費として払い戻された額、福祉用具購入費・住宅改修費の自己負担額、施設サービスの食費・居住費・日常生活費などは除く）が、自己負担限度額を超える場合に、**申請により**超えた額が高額医療合算介護（予防）・総合事業サービス費として払い戻されます。

※申請方法：被保険者の加入している医療保険の窓口にて受け付けますので、詳しくは医療保険者（国民健康保険、後期高齢者医療制度、お勤め先の健康保険など）にお問い合わせください。